

注意

古い工場やビルを お持ちの皆様へ!

※ 昭和52年(1977年) 3月より以前に
建てられた工場やビルを指します

PCB使用製品・PCB廃棄物の確認、あなたは大丈夫ですか?



健康被害が出る
おそれがあります!



処分しないと**罰則!**



まもなく
処分できなくなる!

PCB ポリ塩化ビフェニル ってなに?

PCBは燃えにくく電気絶縁性に優れていたため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されました。このため、絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。



注意点

- PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- 保管及び処分の状況について都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に毎年届け出なければなりません。
- 収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。



高圧変圧器

高圧コンデンサー

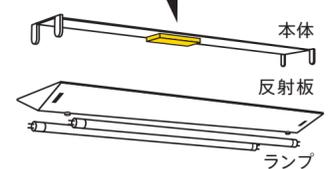


今すぐ
ご確認
ください!

**高圧引き込み線が
ある建物は要注意!**



業務用・施設用蛍光灯の安定器



蛍光灯安定器の劣化により
蛍光灯機器から
PCB油が
漏れ出した例

[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※ 低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成33年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで

照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで



※ マークは処理施設の場所です。
* 安定器及び汚染物等(小型電気機器の一部を除く)

詳しくは「ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト」をご確認ください

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

PCB早期処理

